（別紙１）

気象警報などによる非常災害時の措置について【小中学校】

R8.6　柏原市教育委員会

対象となる気象警報等　※柏原市に発表されている、または発表された時

- ○ 大雨　　…レベル３大雨警報以上
- ○ 土砂災害　…レベル３土砂災害警報以上
- ○ 河川氾濫　…大和川（下流）、石川に、レベル３氾濫警報以上
- ○ 暴風、大雪、暴風雪の警報以上

１．登校前の対応

午前７時の時点（堅上小･中学校については午前６時３０分時点）で、柏原市に「対象となる気象警報等」が１つでも発表されている時は、**登校を見合わせ自宅待機**とします。

※午前７時以降、登校のため家を出るまでに気象警報が発表された場合も自宅で待機とします。

※午前１０時までに「対象となる気象警報等」が発表される見込みがある場合は、登校を見合わせる場合があります。

○午前１０時までに**「対象となる気象警報等」がすべて解除されたとき**は、通学路などの安全を考慮して**登校**させることとします。

○午前１０時の時点で、引き続き、**「対象となる気象警報等」のいずれかが発表されているとき**は、**臨時休校**とします。

２．登校後の対応

登校後に柏原市に「対象となる気象警報等」が発表された場合は、原則として通学路などの安全面を十分考慮し、下校させます。

＜注意点＞

気象庁の発表するデータにより予想される解除時刻などを勘案して授業を継続する場合もあります。（学校において状況を判断し対応します。）

下校の際の留意点

※可能な限り給食を喫食後に下校させます。

※中学校区で情報交換します。

３．その他の対応

公共交通機関の計画運休などが発表された場合は、原則として、学校と市教委が対応について協議を行い、その決定事項を保護者に周知します。

４．学校からの連絡方法

緊急時は旭ヶ丘小学校「はなまる連絡帳 App」でお知らせします。